

axis news

アクシスグループ

7

2024

COLUMN

事業承継のウラ話
～先代との関係は？～



知りたいあれこれ Q&A

相続したあとから借金が発覚！そんなトラブルを防ぐ限定承認とは？

今月のアクシススタッフ



当社のお客様の中には、今後事業承継を進める予定があるもしくは現在進行形で進めている方もいらっしゃるかと思います。今回は親子での事業承継にフォーカスを持って、みなさんが気になるポイントを当社の事例をもとにお話したいと思います。

COLUMN

事業承継のウラ話 ～先代との関係は？～

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆

アワシスグループ 代表 川人 広平



01 川人親子は喧嘩しないのか？

多くの企業で「親子で承継」となると、喧嘩して仲が悪くなったというイメージもあるかと思いますが、実は私も、父である先代の洋一さんに反発していたことも時々ありました。あれこれ細かいことを言われたりすると「分かるとわわ」という態度をとってみたり…。普段私と接している方々にとっては、円滑に事業承継をしているというイメージがあり、意外に思われるかもしれません。しかし、私がいくらこのような態度をとっても、洋一さんは全く怒りませんでした。それは本当に凄いなと思いますし、感謝すべきところだと思っています。もしも先代が「なんだお前！親に対してその口の利き方は！」と怒鳴ってしまうと、恐らく親子関係に亀裂が入り、修復も難しくなると思います。

02 後継者 特有の緊張感

もちろん、先代がこのような指摘してくる気持ちに分らないわけではありません。私自身も年下のスタッフと一緒にお仕事をしていると、あれこれ口出しをしてくるんですね。それに対して、言われた方としては「分かるとわわ」と反発したくなる気持ちも出てくると思います。後継者として毎日かなり緊張感があると思うです。経営者歴の浅さから来るものもありますし、責任感ややる気、当事者意識の裏返しもあると思います。自分がこの先、30年、40年この会社を経営していく中で「完璧にできないといけない」「自分がしつかりしないといけない！」という気持ちがあるんですね。

また、会社の関係者の方々やお客様から「あの後継者はダメ」「経営者に向いてない」と思われるのが嫌だという気持ちから肩に力が入ってしまうものもあると思います。反発する態度や発言というのは、経営者としての自覚の裏返しでもあるのです。

03 先代の力を上手く借りない手はない

ただ、あるときから先代に反発したり、機嫌を悪くしている自分がまるで幼い子供のようで、みっともないと感じようになりませんでした。また、これまでは「自分は経営を経ているのだから何でも自分でできてくは！」と思っていましたが、自分が理理士として客観的に親子承継をさせている/させているとされている様々な企業様と接させて頂く中で、自分も外部の人間として、若い経営者の方が何でも一人で完璧にこなさなければならぬと思えて見ている訳でもありませんし、そもそも若い後継者に対して「完璧にできて当然」とは思っていないと気付きました。逆に、自分一人で何かしようとするのではなく、時には経営者としての経験が長く、スキルも高い先代の力を上手く借りて経営をしていく後継者の方が人間としての器も大きく、周りから見ても安心感があるのではないかと思いはじめました。実際に現場で「これは先代の力を借りた方がいいな」といった場面もありますし、「自分はまだまだ力不足だ」と感じる場面に直面することも多々あります。他にも先代が過去に経験しているであろう状況を目の当たりすることもあります。そのようなときには、一つの事例として当時の状況や解決策を教えてもらう方が良いに決まっていますよね。

このような考え方に変わってから、自ら洋一さんに相談する機会も増えましたし、洋一さんと一緒にお客様のところへ訪問し、対応してもらうことも増えました。洋一さんは、「最近広平から相談してくることが増えた」と満足気でした。また、上司と部下の関係でも同様ですが、やはり自分自身が少し困った状況下で先代が「俺に任せとけ！」と具体的な行動で示し、言葉ではなく背中を見せてくれることで、後継者から先代への尊敬が生まれることもあると思います。当社の先代と後継者もまだまだこれからですが、このような関係を築くことが、成功する事業承継の秘訣だと思います。





知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報
を発信していきます。

今月の議題

「相続したあとから借金が発覚！そんなトラブルを防ぐ”限定承認とは”

Q & A

No.57

— 相続したあとから借金が発覚！そんなトラブルを防ぐ”限定承認”とは —

相続問題という、相続税の問題や相続人同士の遺産分割問題を真っ先に思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか？
今回は、借金や負債といったマイナスの財産における注意点についてご紹介したいと思います。

Q. 注意すべき”マイナスの財産”とは？

A. 被相続人の財産はプラスの財産だけではなく、時にはマイナスの財産として借金や負債などが残されている可能性もあります。こうしたマイナスの財産は相続放棄をすれば引き継ぐことはないのですが、問題は相続時には表に出ていなかった借金などが後から発覚する場合です。借金の存在が知らなかったばかりにそのまま相続をしたものの、後になって借金が発覚したというのは、何としても避けるべき重大な相続トラブルです。

Q. マイナス財産への対処法はあるの？

A. マイナスの財産の存在が疑われる場合の対処法として「限定承認」という制度があります。

相続には現金や不動産といったプラスの財産、また、借金や負債といったマイナスの財産があります。マイナスの財産がある場合は、相続した人に返済等の義務が発生します。それらのすべての財産を無条件に相続することを単純承認といいますが、すべての財産の相続を放棄することを相続放棄といいます。しかし、プラスの財産とマイナスの財産の両方があり、どちらが上回っているのが判然せず、相続時に単純承認とするのか、もしくは相続放棄とするのがわからない場合もあります。そのような場合に、プラスの財産から借金や負債を清算し、そのうえで残った分を相続するという限定承認が有益となります。単純承認と違い、マイナスの財産を相続する範囲を限定できるため、マイナス財産がプラス財産を超過してしまう心配がありません。また、限定承認は被相続人の借金や負債の有無が判然としない場合以外にも、被相続人が誰かの連帯保証人になっている可能性がある場合や遺産の中にどうしても残したいものがある場合、被相続人の借金問題を次の世代に引き継がせたくない場合にも、とても有益な制度となっております。

Q. 限定承認を行う上での注意点は？

A. 注意点は2つあります。1つ目の注意点は、限定承認の意思表示を行うには期間があるということです。限定承認の申し立てを家庭裁判所に対して相続開始から3ヶ月以内に行わなければなりません。それを過ぎてしまうと自動的に単純承認となります。

例外として、遺産調査に関わらず、申し立て期限を過ぎてしまうかもしれないときは期間の伸長を申し立てることにより期間を延ばすことも可能です。しかしこれについても相続開始から3ヶ月以内に申し立てをしなければなりません。

2つ目の注意点は、限定承認の申し立ては法定相続人全員で行わなければならないことです。相続人のうち1人が単純承認をしようとしても、ほかの相続人は単純承認するか相続放棄をするかの選択しかできません。また、限定承認手続きが進行中の段階で相続人の1人が遺産の売却や処分を行うと、自動的にその相続は単純承認となってしまいます。限定承認を選択する場合は、事前に相続人全員の合意形成が必要になるといえます。

限定承認は相続問題の意外な盲点である被相続人の借金や負債の問題、さらには連帯債務保証という「隠れ負債」の問題にとって大変有益な対処法となっておりますが、手続きがとも複雑であり、また、申し立ての期間も限られています。実はあまり適用されていない制度でもあります。今回、この記事をご覧になられている方で限定承認についてより詳しく知りたいという方は、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせはこちらまで

アクシスグループ

088-631-8119

企画広報支援の気づきをシェア

COLUMN DIGEST / of 企画部

思わず目に留まった商品3選



みなさんは、ECサイトやSNS、店内で商品を見ているときに
思わず目に留まった商品に出会ったことはありませんか？
今回は、たくさんある商品の中でも私が思わず目に留まった
商品を3つご紹介したいと思います！
・なぜこの商品に惹かれたのか？
・そこからヒントを得たアイデア
についても記載しているので、ぜひ最後までご覧いただける
と嬉しいです！



私が執筆しました/
企画部 佐藤 英穂



中堅社員を対象とした研修に意味はあるのか？研修の 効果とは？



今回は参加する社員の立場で、研修や勉強会などに対する率直
な感想と得られる効果について、お話ししたいと思います。
また、私がこれまでに参加した様々な研修の中で印象に残って
いる研修の事例もお伝えしますので、会社の取り組みとして、
社員研修などをご検討されている皆様のご参考になれば幸いです。
ぜひ、最後までご覧ください。



私が執筆しました/
企画部 吉岡 幸奈



PDCAに活用できる！LINEの分析機能



近年、ビジネスでLINEを活用する企業はとて多くなりました
ね！当社の企画広報支援サービスでも、LINEの設計や運用施策
についてご相談をいただく機会も増えてきました。
ビジネスアカウント運用の際には、画面下部にリッチメニュー
を設けて様々なコンテンツを提供することが一般的になり
ましたが、そのメニュー設計に悩まれる方も多いのではな
いでしょうか？
今回はLINE運用で迷った時に役立つ、LINEの「分析機能」に
ついてご紹介したいと思います。PDCAに基づく運用改善を行
う際にも活用できますので、是非ご覧ください！



私が執筆しました/
企画部 黒木 理子



アクシスグループ

税理士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

行政書士法人アクシス

川人広平公認会計士事務所

株式会社徳島経理代行センター

株式会社高松経理代行センター

株式会社マネジメント・スタッフ

有限会社エムエスサービス

【 本社 】

〒770-0001

徳島県徳島市北高田町

1丁目3-3

TEL:088-631-8119

FAX:088-632-6543

【 吉野川支店 】

〒776-0005

吉野川市鳴島町善美字宇宮北

485番地1

TEL:0883-26-0182

FAX:0883-26-0187

【 高松支店 】

〒760-0079

香川県高松市松崎町

1050-27

TEL:087-814-5875

FAX:087-814-5876

【 東京支店 】

〒140-0002

東京都品川区東品川

5丁目9番6 1109号